

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成23年6月23日(2011.6.23)

【公表番号】特表2010-534260(P2010-534260A)

【公表日】平成22年11月4日(2010.11.4)

【年通号数】公開・登録公報2010-044

【出願番号】特願2010-517395(P2010-517395)

【国際特許分類】

C 0 9 K 3/10 (2006.01)

C 0 3 C 27/06 (2006.01)

【F I】

C 0 9 K 3/10 E

C 0 9 K 3/10 G

C 0 3 C 27/06 1 0 1 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年4月27日(2011.4.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

断熱ガラスユニットの二次シーラントとしての硬化性シリル基を含有するアクリラートポリマーの使用。

【請求項2】

断熱ガラスユニットの二次シーラントとしての、エチレン性不飽和基を有するアクリラートポリマー、Si-H基を有する有機ケイ素物質およびヒドロシリル化触媒を含むアクリラートポリマー組成物の使用。

【請求項3】

硬化性シリル基を含有するアクリラートポリマーを含むことを特徴とする低ガス透過性を有する断熱ガラスユニット用二次シーラント。

【請求項4】

前記硬化性シリル基が、加水分解性シリル基であることを特徴とする請求項3に記載の二次シーラント。

【請求項5】

前記加水分解性シリル基が、ケイ素に結合したアルコキシ基を含有することを特徴とする請求項4に記載の二次シーラント。

【請求項6】

前記加水分解性シリル基が、式-SiR'(OR)₂(式中、Rは1から4個の炭素原子を有するアルキル基を示し、R'は1から6個の炭素原子を有するアルキルまたはアルケニル基を示す)のジアルコキシアルキルシリル基であることを特徴とする請求項5に記載の二次シーラント。

【請求項7】

前記二次シーラント組成物が、加水分解性シリル基の架橋剤としてトリアルコキシシランまたはジアルコキシシランを含有すること、および/または加水分解性シリル基の縮合用触媒としてチタナートを含有することを特徴とする請求項4~6のいずれか一項に記載の二次シーラント。

【請求項 8】

前記硬化性シリル基が、S i H基であり、かつ前記二次シーラント組成物が、少なくとも2個のエチレン性不飽和基を有する架橋剤と、ヒドロシリル化触媒とを含有することを特徴とする請求項3に記載の二次シーラント。

【請求項 9】

前記アクリラートポリマーが、末端硬化性シリル基を有するテレケリックポリマーであることを特徴とする請求項3～8のいずれか一項に記載の二次シーラント。

【請求項 10】

前記アクリラートポリマーが、末端硬化性シリル基を有するポリブチルアクリラートであることを特徴とする請求項9に記載の二次シーラント。

【請求項 11】

エチレン性不飽和基を有するアクリラートポリマーと、S i H基を含有する有機ケイ素物質と、ヒドロシリル化触媒とを含むアクリラートポリマー組成物であることを特徴とする低ガス透過性を有する断熱ガラスユニット用二次シーラント。

【請求項 12】

スペーサーにより離されて保持された2枚の板ガラスを含み、該スペーサーの外側の該板ガラス端部の間に二次シーラントを有し、該二次シーラントが、硬化性シリル基を含有するアクリラートポリマーを含むか、またはエチレン性不飽和基を有するアクリラートポリマーと、S i H基を含有する有機ケイ素物質と、ヒドロシリル化触媒とを含むアクリラートポリマー組成物を含むことを特徴とする封止された断熱ガラスユニット。

【請求項 13】

前記スペーサーが、熱可塑性物質であることを特徴とする請求項12に記載の封止された断熱ガラスユニット。

【請求項 14】

前記スペーサーが、ポリイソブチレンであることを特徴とする請求項13に記載の封止された断熱ガラスユニット。

【請求項 15】

断熱ガラスユニットにおいて硬化により二次シーラントを形成する二次シーラント組成物における、硬化性シリル基を含有するアクリラートポリマーの使用。